

# 農業農村整備事業調査測量設計業務工種体系の制定について

〔平成17年10月19日 事調第638号〕  
農政部長から各支庁長あて

最終改正 令和5年(2023年)10月17日 事調第738号

このことについて、農業農村整備事業の調査測量設計業務工種体系を制定したので、適切に取扱ってください。

## 記

- 1 農業農村整備事業調査測量設計業務工種体系 別紙参照
- 2 適用時期  
積算基準日が令和5年12月19日以降の業務に適用する。
- 3 閲覧方法  
委託費の積算基準に関する図書と同じ場所（公示用設計図書閲覧室等）に備え置き、入札参加者等の閲覧に供するものとする。  
なお、図書の紛失や持ち出し等を避けるため、各図書の表紙には「持ち出し厳禁」（朱書き）等の表示を行うこと。

（農村振興局事業調整課設計積算係）

農業農村整備事業

調査測量設計業務工種体系

平成17年11月  
(令和5年12月一部改正)

北海道農政部

# 目 次

## I. 調査測量設計業務工種体系について

1. 調査測量設計業務工種体系化とは
2. 調査測量設計業務における体系のレベル定義

## II. 調査測量設計業務工種体系化構成表

1. 測量業務
2. 調査業務
3. 設計業務
4. 用地測量業務
5. 用地調査業務
6. 調査計画業務

# I. 調査測量設計業務工種体系について

## 1. 調査測量設計業務工種体系化とは

### (1) 積算体系化の必要性

地方公共団体等の行う公共事業に求められるものは、「公正に」「より安く」「より良い」サービスを住民に提供することであり、公共工事においては、入札・契約の公平・公正を確保し、コストの縮減を図りつつ、品質の確保を目指すことである

このための積算業務改善の方向性は、以下の通りとなる。

- ・積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすいものにする。
- ・誰が積算しても標準化された同一構成の積算となるものにする。
- ・契約に関する図書類（数量総括表、仕様書等）を統一のとれた形態とする。
- ・工事目的物が明確に理解できるものにする。

これらを実現しつつ、過度に積算業務が煩雑になることを避け、効率性、合理性を確保するため、工事工種の体系化が必要となる。

工事工種の体系化は、「工事内容について階層的に工種を細分類し、工事の標準的な内容を規定するとともに、用語や契約にかかわる表示単位について標準的に規定するものであり、そのため、設計図書の作成手法としては、母集団となる工事工種体系化構成表を作成し、ここから必要となる部分のみを抽出して使用することとしている。

### (2) 調査測量設計業務工種の体系化

調査測量設計業務においても、契約内容の明確化、積算業務の合理化を目的として、工事と同様に体系化を図る必要がある。その概要は「2. 調査測量設計業務における体系のレベル定義」に示す。

## 2.調査測量設計業務における体系のレベル定義

### (1) 階層の定義

- ・視覚的にわかりやすいツリー構成とし、階層（レベル）構造を統一する。
- ・階層数、各階層の内容を統一的に定義する。

工種別		内 容				
レベル	区分	測量業務	地質・土質調査業務	設計業務	用地測量業務	用地調査業務
A	費目	「直接人件費・労務費・材料費・機械経費」「直接経費」等の別とする。	「直接調査費」「間接調査費」等の別とする。	「直接人件費」「直接経費」等の別とする。	「直接人件費・労務費・材料費・機械経費」「直接経費」等の別とする。	「直接人件費」「直接経費」等の別とする。
B 0	階層区分	B 1 レベル以下の階層分けに使用するレベルで、必要に応じて追加できる。				
B 1	工種	「基準点測量」「地形測量」「数値地形測量」「応用測量」等の別とする。	「直接作業費」「直接人件費」「直接経費」等の別とする。	「直接人件費」「直接経費」等の別とする。	「基準点測量」「応用測量」「確定測量」等の別とする。	「用地調査」「用地調査（直接経費）」の別とする。
B 2	種別	「基準点測量」「平面測量」「空中写真測量」「路線測量」等の別とする。	「機械ボーリング」「オーガーボーリング」「室内試験」等の別とする。	「水路工設計」「畑地かんがい設計」「農道設計」等の別とする。	「基準点測量」「用地測量」「用地予備調査」「確定測量」等の別とする。	「補償物件調査」「環境影響調査」の別とする。
B 3	細別	「基準点測量」「基準点設置」「現地測量」「撮影」「路線測量」等の別とする。	「土質ボーリング」「オーガーボーリング」「土質試験」等の別とする。	「排水路設計」「畑地かんがい設計」「道路計画設計」等の別とする。	「基準点測量」「基準点設置」「用地測量」「用地予備調査」「確定測量」等の別とする。	「権利調査」「建物等の調査」「営業その他の調査」「事前調査」等の別とする。
C 1	構成単価規格	B3 レベルの価格算定上の構成要素。業務費明細書の最下位の階層となる。				
	単位	C1 レベルの作業条件等の客観的な規模・地域区分等を示す。				
	単位	「点」「km」「箇所」「km <sup>2</sup> 」等を示し、積算用の単位を示す。	「業務」「m」「箇所」等を示し、積算用の単位を示す。	「業務」「km」「箇所」等を示し、積算用の単位を示す。	「点」「km」「ha」「筆」「本」等を示し、積算用の単位を示す。	「戸」「棟」「事業所」等を示し、積算用の単位を示す。
C 2 以下	内訳単価	C1 レベルの構成要素（単価）。				

### (2) 用語の統一化・標準化

- ・使用する用語（体系用語）を統一・標準化する。

### (3) 業務内容の細分化

- ・業務内容ごとに必要かつ標準的な構成要素を配置する。
- ・契約対象となる業務内容を明確にする。
- ・業務内容に含まれる積算内容を明確にする。

### (4) 業務工種体系構成表の作成について

- ・業務工種体系構成表を母集団とし、そこから必要となる部分のみ選択、抽出して積算書を作成する方法とする。
- ・業務数量総括表で構成単価の単位が「式」で表示されるものについて「概数」とする場合や、変更が予想される場合には、条件明示すること。
- ・単位欄で“（ ）”書きの項目は、契約数量とならない数量であり、項目名を明示し数量は明示しない。